

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和6年3月15日(金)
- 2 開会日時及び場所
令和6年3月15日(金) 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和6年3月15日(金) 午後4時15分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (4番)関谷 芳広
(5番)原田 政祥 (6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (8番)田村 正信
(9番)松田 祥治 (10番)貞平 克己 (11番)池田 寛 (12番)松永 初恵
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	重村 郁子
” 書 記	福田 謙一郎
” 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第18号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により改正前の基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)
議案第19号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)
議案第20号 【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用地利用集積等促進計画の公告)

議案第21号 非農地判定について

報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第17号 農地法第18条（通知）

報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第19号 許可取消申請について

報告第20号 農地法施行規則該当転用届について

報告第21号 現況証明書の発行について

報告第22号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

18番 横木 勉委員

1番 池田 静枝委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年の3月月例総会を開催いたします。

本日は、9番、松田委員が少し遅れるとの連絡がありました。それでは、過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、まず最初に会長に御挨拶をいただいた後、議長としての議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。春作業が本格的な時期になりました。お忙しくなられるでしょうけれども、事故のないように留意されながら作業していただきたいというふうに思います。

それから、これまで地域計画の策定に向けてアンケートを取っていただきました。御協力ありがとうございました。今、地図に落としておるところでございます。地図が落ちて、地図が完成したところから順番に地域に入っていて、今後の協議を進めていっていただきたいというふうに思っておりますので、順番は、なるべく地図が完成して、一つ、いい事例をつくりたいという思いがありますので、比較的話合いがスムーズなところから、まずスタートさせていただきたいと思いますので、その際は、ぜひ、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

それでは、本日もまたスムーズな議事進行に御協力をお願いいたします。

本日の議事録署名委員さんは、18番の横木委員さんと1番の池田委員にお願いいたします。よ

ろしくお願いいたします。

では、議事を進行してまいります。

それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第15号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、初めに、議案の修正をお伝えいたします。本日、お手元に配付しております修正連絡票のほうを御覧ください。

議案書の2ページ、受付番号6が取下げになりました。

資料の48ページ、営農計画書が差替えとなっておりますので、御確認をお願いします。

それでは、議案の御説明をいたします。議案書は1ページ、資料も1ページからです。

議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、今回、申請があったのは、取下げの1件を除き9件になります。目的については、所有権の移転が9件です。譲渡し理由は、耕作困難が6件、高齢のためが1件、相手方の要望によるものが1件、財産の整理が1件です。譲受け理由は、規模拡大が2件、相手方の要望が2件、新規就農が4件、経営基盤の安定が1件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第15号の1は、所有権移転の申請です。現地確認を3月9日に行いました。3月10日に譲受人、譲渡人に聞き取り等を行いましたので報告いたします。

現地は、資料1、2ページを御覧ください。――の――より――に約――mの方向にあります。譲渡人は、――の――工事のために――になり、――から――に移られ、農地の管理ができなために農地を譲り渡したいと誰かを探しておられた。譲受人は、昨年、アンケート調査のときに規模拡大を希望しておられたので、推進委員の林さんに相談して話を進めてもらいました。譲受人は、家の近くがいいとのことで譲り受けることにされました。

農地法第3条第2項の各号の農地の権利移転の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、所有されている農地を効率よく耕作されていますので、農地を取得されても耕作できると思います。

第4号の農作業は常に従事されていて、日頃から農業に従事されている理由により、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移転により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に障害を生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第15号の2番は、所有権移転の申請です。現地確認は3月7日に実施しましたので、その後の調査も含めて報告します。資料につきましては、5ページから8ページに記載となっております。

6ページと7ページを開いていただきまして、申請地ですが、———から——にある2種農地で——という地区です。この申請地は、前から草刈りによる保全管理がずっと続けて行われておるところです。東側に、7ページのほうですが、隣接する———と———の農地につきましては、現在まで譲受人が稲作を行っておられました。

今回の申請は、譲渡人が太陽光発電設置の話に乗ったことから始まりまして、設置を聞いた隣接する農地所有者—名あるんですが、これが、全員が業者にいろいろな要望を出して、業者のほうは現地で説明会も実施しておりますが、最終的にまとまらなかったということで、譲渡人と業者は太陽光発電の設置を断念して、最終的に農地が隣接し、それから———ということもありまして、譲受人へ売ることになったということでございます。

8ページの営農計画書について、前にも、この方案件ありまして、今回も問題なしと判断しております。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、倉庫が——ありまして、機械を保管し、労働も確保されており、農地の全てを効率的に利用できると考えます。

それから次に、4号の農作業常時従事要件についてですが、譲受人は——ではありますが、———とそれから———とともに農作業をされておりまして、問題ないと思います。

それから6号の地域との調和要件について、支障ないと考えております。

それから2号、3号、5号については、該当しておりません。審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番を承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第15号の3番は、所有権移転の申請です。現地確認は3月8日に実施しましたので、その後の調査も含めて報告します。資料につきましては、9ページから12ページに記載してあります。10ページと11ページを開いていただけたらと思います。

申請地につきましては、——から——にある2種農地で——という地区です。この申請地は、東側の——に田がありますが、これよりも50cmぐらい高く盛り上がっております。以前から、ここも草刈りによる保全管理が行われておりました。

今回の所有権移転は、譲渡人が管理に困り、——である譲受人に相談したことからまとまったというふうに聞いております。

12ページの営農計画書について説明します。

当地区については、この方、譲受人は初めてとなるところではあるんですが、——というところに、——稲を栽培しておられまして、遠くないと。当地区については休耕田が多く、活動の範囲を広げたいし、雇用の場も多くしたいということでございます。

それから、作目及び利用計画については、——大麦を作付するということです。そして、できれば東側の——の農地ですが、現在保全管理が行われておるんですが、ここを求めて、この後ですが、申請地の盛土を除去して、1枚の水田にして、稲を植えたいというふうな考えも持っておられました。

それから、従業者並びに労働の確保についてということで、——がおられまして、この方に——と、それから——地区ですか、これを担当させておるということで、——ではあるんですが、まだ余裕があるということで、規模拡大を今後も図りたいということでございます。

それから農機具の保有状況については、確保されています。

作業は、——からトラックで運搬して行うということでございます。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件とそれから4号の農作業常時従事要件についてですが、今説明したとおりで問題ないと考えます。

それから、6号の地域との調和要件については、支障ないものと思います。

2号、3号、5号については、該当していません。審議、よろしく願いしたらと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方をお願いします。

今、説明がありましたように、譲受人は——農業をやられておるわけですがけれども、この地域に入られるのは——ということで、今後どのように規模拡大されるのか分かりませんが、この地域は今いろいろ——、——も含めて話が出ておるやに聞いておりますので、その中の必要な

担い手の一人になられる立場にあられると思いますので、その辺のところ、今後、地域との連携を図れるように、ぜひ、お手伝いしてあげてほしいと思います。よろしくお願いします。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第15号の4は、所有権移転の案件となります。

申請地は、——から—to約——mの位置にある農地などで、——m²です。現地確認及び譲受人の聞き取り調査を3月12日に行いました。本件は、譲渡人が耕作管理ができないことから以前より近隣に田畑を所有されている譲受人が営農管理をされていたものです。今回正式に譲渡したいという要望により申請されたものと聞いております。併せて譲受人の営農意欲も高く、——と——で現在も営農されておられます。

また、農地法第3条第2項の各号に係る許可要件は全て満たされておりますので、問題ないものと判断しております。皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安です。議案第15号の5は、所有権移転の申請です。19ページから22ページを御覧ください。事務局お2人と私の3人で、3月6日水曜日16時に現地を確認いたしましたので、御報告いたします。

現地は、——から—tomにあります。3月10日日曜日朝8時、譲受人とお会いして、現地に出向いて、譲受人と会いまして、農機具の保管場所などを見せていただきました。この農機具が、まだ後にちょっとなりますけど、蔵の中にありました。お話を伺ったところ、譲渡人の——は、農地を含め——と一緒に譲り渡したいとのことで、農地には、その——と一緒に農地—to筆あります。一筆は、農地面積は——が——m²と——m²です。合わせて——m²で、——譲り受けたいとのことです。畑は、これら全部畑ですが、これは——坪ぐらいで

すね。——です。

譲渡人とは電話で3月11日にお話をいろいろ伺いました。狭い土地で、以前は——がここで畑でネギとかいろいろお野菜を作っておられました、——ということですね。——、——、——売却することにしたそうです。譲受人は——、——であり、ここを維持していきたいとお話されていました。畑作りは初めてですが、新規就農でリフォームして維持していきたい。今まで畑仕事はしたことがなかったけど、これから一生懸命、——を見ていたので、タマネギなども作っていきたいとのことでした。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件について、取得後の耕作をこれから楽しみにしていくとのことでした。一生懸命される様子でした。

次に、第4号の農作業常時従事要件も満たされており、——ですが一生懸命頑張りますとのことでした。いろいろ教えてくださいと申されていました。

6号の地域との調和要件も満たされ、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。御意見がないようですので、採決に——どうぞ。

○4番 4番、関谷です。——購入されるという話ですが、その購入される——。

○13番 そうです、そうです。——です。前後に畑が分かれています。

○4番 分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。

○4番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、小山です。議案第15号の7について説明します。資料は27ページからになります。付近一帯は住宅が密集する市街化区域になっております。現地調査を7日、事務局2名、石川

小委員長、私の4人で行いました。本来であれば、3条事案で、私1人でいいんじゃないかというふうに思っておったんですけども、少しばかりイレギュラーじゃあと思ひまして、4人で行いました。

資料27ページを御覧いただきます。――の――になります。

次の28、29の29ページを御覧いただけたらと思いますが、今回の申請事案は、――に分けて――として畑で使うということで申請があったものですが、――が住宅敷地として、今日配付された追加資料で、報告第16号農地法第5条届出ということで出ておりますが、ここが―― m^2 ありまして、この農地に住宅を建てられるというものでございます。

ちょっと広いんじゃないかということで、行政書士さんのほうに電話で聞きましたら、建物は――で―― m^2 ということで、建蔽率にしますと――%という――数値になっています。

本件は市街化区域内ですので、住宅のほうは審議の対象になりませんが、届出ということで処理がされておるわけですが、ちょっと――んじゃないかということで、事務局にも小委員長さんにも見てもらったわけです。これ市街化区域ですので、調整区域とは違いますから、――%ということ言われていますけども、その下限は適用されませんから、やむを得んのかなというふうに思います。若干地形は――でありますから、―― m^2 が――の土地とは違うわけですが、周辺の住宅敷地等からすると、あまりにも広過ぎるんじゃないかという疑問を持っておりますけども、農地法の関係からいけばどうしようもないということで、本件は畑の部分だけについて見てみますと、一応、またこれも若干疑問はあるんですけど

も、――、――から、――は―― m^2 あるわけですが、それを住宅敷地とするのはどうかということで、少しは畑にしたらどうだろうかという話で、今回の申請に及んだということで、若干、新規就農ということにはなっていますが、御本人の意向でなしに、いえば、やむを得ず、こういう畑にしたというようなものでございます。

ただ、譲受人の人が――のほうで――というようなことで、農作業については日頃からやっていることなんで苦にはならないと、――やるということをおっしゃっていますんで、営農計画を見ても若干農機具等は、草刈りとスコップとくわとしかありませんと書いてありますが、一応――作業はするということをおっしゃっていますんで、そういう面からすれば、一応、農地法のほうの許可基準から見ても、一応、満たしておるものかというふうに考えまして、やむを得んのかなというふうに判断した次第でございます。皆さんの御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。どなたかございませんか。

事務局にちょっと確認したいんですけども、市街化区域ですと全然建蔽率を含め総面積の縛りは

ない。

○事務局　ありません。

○藤井会長　分かりました。ほかに御意見ございませんか。はい、どうぞ。

○3番　　申し遅れましたが、—— m^2 というのは——んじゃないかということで——話をしたところ、——だけで、——おられましたけども、——家族で、あれだけのところに野菜等を作るのは広過ぎるということで、半分近くを果樹、イチジクとか、柿とか、そういった果樹を植えるということと言われていまして、ちょっとこの営農計画書の差替えはしてありませんけども、一応、そういったことを言われていますんで、面積はですね、畑として使う面積は減るんじゃないかというふうに思っております。すみません。

○藤井会長　今の件も含めて御意見ございませんか。どうぞ。

○2番　　2番、石川です。一緒に見に行ったんですが、なかなか大きな農機が入れにくいところで、どうなんかなという気はしますが、農地の取得の下限がなくなった関係で、さっきのもそうですが、こういうのが増えてくるんじゃないかと思うんですが、ここ市街化区域なんで届出だけで済むんです。だから、5条の届出して、それで畑作れば別に何の問題もないはずなのに、わざわざ3条を出すということは———と思います。———ので、駄目ですという根拠何もないですが、あと続けて、本当に耕作しちよってかどうかの確認は要るんじゃないかなと思います。前回もありましたし、今回小さいのはそういうのがありますんで、先ほどの分も駐車場にいずれなくなるのかなとは思ったんですが、そういうパターンが増えてくると思います。

○藤井会長　今、石川委員がおっしゃったように、こういった下限面積以下の小規模な取得が最近増えてきておりますけれども、あくまでもやっていただけるという前提の下で許可を出しておりますので、皆さん方にはお手数ですけれども、ちゃんと営農されとるかどうかはしっかり見ていただきたいと思います。

——の件でも太陽光への転用が出とった案件ありましたよね。そんな感じで、いずれ転用になる可能性もあるんですけども、申請時にはそういった意向ですし、地元農業委員としても、——この小さい農地をそのまま残しておくというのも耕作放棄される可能性が高いんで、本来どおり申請どおりやっていただければ一番ありがたいんですけども、そうじゃないケースも多いんで、その辺のところは、皆さんしっかり追跡していただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

それとあと、今、石川委員がおっしゃった——になるんですか。市街化区域取得したら田んぼも宅地も変わらないんじゃないですか。

○事務局　———のお話ですけれども、市街化区域農地という——になります。

○藤井会長 宅地とはちょっと別扱いにはなっとなるんだ。

○事務局 そうですね。なので、—————とは思われます。

○藤井会長 だから3条で買うメリットはあるんですか。やっぱり。

○事務局 そうですね、一概には言えないんですけども……。

○藤井会長 分かりました。ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番、末廣です。議案第15号の8は、相続財産の整理ということで、—————が購入して新規に農業を行う案件でございます。議案書の31ページから40ページまでです。現地確認を8日の日に、事務局2名、原田委員、弘中委員と私の5名で行いました。また、譲受人への調書を9日に、—————、この方、これは—————というところなんです、ここへ電話で11日に行いましたので、その結果を報告いたします。

場所は、—————の—————に道路があるんですが、その道路を—————mから—————mで行ったところに畑や田んぼが—————枚、今回案件—————枚点在するところでございます。

譲渡人は—————おるんです。—————をしたということで、—————という案件です。実は今回の譲受人の—————の田んぼや畑ということでございます。

譲受人の—————です。御存じの方も多いかと思いますが、—————ということでございます。新規就農といっても、—————の農家を手伝っておられるんです。—————があるんで新規就農ということになっておるんです。今回購入される田や畑もずっと今回譲受入が草刈りとか、耕地とかいうのを行っておられるということでございます。特に心配ないと思われていますが。

次に、農地法第3条2項の各号の権利移動の制限に関する事項ですが、39ページを御覧になっていただきたいと思いますが、39ページの営農計画書です。見ていただいたら分かるように、特に問題があるというようなことはございませんが、水利組合の関係、今まで休耕しておるんで、米を植える、—————のうち1枚どうも田を植えるという、あとはちょっと水田には不向きでして、1枚だけは耕作できそうなので、水利組合のほうに調整を図るように急いで動きました。皆様方の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第15号の9番は、所有権移転の申請です。現地確認を3月7日に、木原小委員長と事務局とともに実施しましたので、その後の調査も含めて報告します。資料につきましては、41ページから44ページになると思います。42ページと43ページのところを開いていただいたらと思います。

申請地につきましては、———から——にある2種農地で——という地区です。

この申請地は3年前から保全管理となっております。東側の隣接する——はもともと譲渡人の農地で、分筆されまして太陽光発電が設置されております。フェンスで仕切られておるんですが、あぜは作られておりません。今回事務局と相談して現地確認を行ったということでございます。

譲渡人は、太陽光発電を設置したときにこの農地も含めて売りたいかったようで、そのときかなわなかったということで、西側の隣接する農地の所有者である譲受人に——に相談して売買がまとまったということでございます。

44ページに営農計画書がありまして、内容をずっと確認しまして、問題なしと判断しました。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、譲受人が、——にあるんですが、ここを中心に農地を取得されておりまして、——稲作を意欲的に行われており、問題なしと考えます。

それから4号の農作業常時従事要件についてですが、やはりこれも——作業を行っておられまして、問題なしと思います。

それから6号の地域との調和要件についてですが、必要ないと思います。

2号、3号、5号については、該当しておりません。審議、よろしく願いしたらと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。今、フェンスでということだったんですが、この境どうするんです。水をあてたら水が太陽光に行くと思うし、フェンスって大体ぎりぎりのところに立っちゃらんような気がするんで、境が分からんようになるんじゃないかと思うんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○5番 5番、原田です。フェンスは北から南にずっとありまして、北の部分と南の部分にぐいが、ちっちゃなくいが打ってありまして、そこが境というふうになっています。フェンスにつきまして

は、今言われるように、北側のほうについては、10cmくらいですか、境界のところから10cmぐらいのところから始まりまして、南側のほうは20cmくらい間があったかな。それぐらいでフェンスがずっと、ちょっと真つすぐじゃないですけど、そんな感じで、——のほうには入っておりませんが、——のほう側にたっておるという状況でございます。

譲受人にどうするかというふうに聞きまして、——を実はこの方されていまして、そこは作るということでございます。どっちかちゅうと、——のほうがちょっと低いような感じが、しまつて低いような感じになっていまして、うまくあぜを作らないとそっちにやっぱり水が流れるかなというふうな感じではありますし、排水口がこっちのほうにちょっとないような感じがしたんですけど、そんな状況ではあります。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

○2番 すみません。もう1点。

○藤井会長 はい、どうぞ。

○2番 事務局へお願いですが、今回、営農計画書、時々見るんですけど、——と書いてありますんで、——ですから、指導していただくとありがたいです。

○藤井会長 事務局よろしくお願いします。

○事務局 はい。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

これ先ほどの説明ですと、——、これ分筆して、わざわざ——さんが買うてくれたちゅうことですよね。こうやってお金かけても、分筆してから買っていただける可能性が大きいんですよね。こういうことをちゃんと設置いただければ、以前のような変な建蔽率の物が建たんで済むんですけど。分筆するお金というのが私はちょっと見当がつかないんでから、無理なんかなというふうに思っていたんですけども、こういうことが可能ならば、これから皆さんが調査されるときに、ぜひ業者にも提案していただければなという思いもありますので、何かの参考にしていただければというふうに思います。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、お願いします。

○6番 6番、倉重です。議案第15号の10です。譲受人が、住宅を購入するに当たって農地が附

随しております、それを購入していただくと、そういう案件でございます。

まず、46ページ、御覧になっていただけますか。大体位置関係はこういう関係は———の
ほうになります。

次に、45ページを見ていただくと、その拡大図になりますが、———から取付道路を下った
というところにあります。

それで結論から申し上げますと、営農系はちょっと問題があったんですが、ヒアリングの結果
、3条申請の許可案件全てを満たしている、ということでありまして、許可は妥当ではないかと思
います。

ちょっと詳細について申し上げます。

譲渡人は、この方は———なんかされておまして、———されておったんですが、最近
は———。

問題は、———るんですが、———にお住まいで、———おられまして、あ
と、———まして、———ということであります。———
んで財産をできれば処分したいなという御意向であります。

譲受人に関しては、この方は———なんですが、御縁がありまして、こちらのほうにお越しにな
りまして、今、———に入って、お仕事でずっと手伝っておられると、そういう状況であり
まして、現在お住まいは———にお住まいで、———であります。したがって、ちょ
と飛びますが、営農計画書の欄ですが、農機具の保有は、これは実は———がお持ちの農機具で
ありますが、自由に使えるという状況であります。

それで、今度購入するに当たって、譲受人の———、農業に関しては、———の農地の、これ多
分———をお持ちだったと私は記憶しておるんですが、そのほとんどを栽培管理しておられ
まして、販売のほうもやっていたと言われまして、相当———に関して実力はあるということであ
ります。したがって、農地の面積に関しては、全部で——m²ありますので、もう十分に管理する
実力があるというふうに思っております。

問題は、営農計画書なんですが、48ページなんですが、もともとの営農計画書は、調和要件が
「なし」「なし」と空欄になっておりましたんで、ちょっと私が事務局にクレームを出しまして、返っ
てきた差替えの営農計画書なんですが、これがちょっと問題がありまして、周辺地域における農地
等の利用における影響及び調整の状況という欄が、畑を利用するんで、周辺農地との利用排水の調
整について、特に問題ないというふうに書いてありますが、作物が———やら、ほとんど水を必要と
する作物でありますんで、これは問題だなと思ってヒアリングをこのあたりに関して重点的にいた
しました。—そうそう。ちょっと申し遅れましたが、譲渡人のヒアリングは11日にやりました。
そのときに現地確認もやっております。譲受人は13日にヒアリングをやっています。

それで、ヒアリングの結果は、3条申請通りでしたら、周辺の農業者さん、これ——ぐらいおられるんですが、それに挨拶に行きますと。水も使いますと。ですので、ちゃんときれいにいたしますということで、地域には協力するという意向でありましたので、地域との調和案件は問題ないということであります。したがって、農地法第3条2項の全てを満たすというふうに判断をしておりますので。

それから今日、問題のもう1個は、15号の10の45ページに戻っていただきたいんですが、——というのがあるんですが、ここから水を引いてくるんですが、この水利権利者にも下話をしておきました。その結果、ちゃんとやったださるなら水利権を認めるよということでありますので、このあたりは全然問題ないと思います。皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、承認いたします。

続きまして、議案第16号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明のほうをいたします。議案書は4ページ、資料は49ページからとなります。

議案第16号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件で、転用目的は住宅の建設です。

受付番号1は、住宅の建設になっております。資料は49ページからです。農地の種別は、集団農地面積32haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第16号の1番は、農地転用の案件ですが、始末書が提出されています。現地確認は3月3日、事務局の方2名と池田委員で行いました。申請人への聞き取りは3月7日に行いましたので報告いたします。

現地は、資料の50ページにありますように、——まして、——があります。その——です。

申請人に話を聞いたところ、——に違反転用があることすら知っていなかったとのことでした。

2年前にこの方が、51ページの——、その田んぼを、農地を購入されたときに、その頃からい

ろいろと、どことは言いませんけど、指摘を受けていると言われていました。ここですっきりしたいとの思いで、測量を依頼されたそうです。

それと昭和一年に地番の——、51ページですね、——、農地を宅地に転用して住宅を建てられる予定でしたが、実際は、地番の——と転用された地番——の一部に建てられていました。

今回、地番の——の許可取消申請を行い、新たに地番——、—— m^2 と——の一部—— m^2 を宅地に転用したいという案件です。

この案件に係る農地法の許可基準について説明いたします。

資料の49ページにありますように、この農地区分は第1種農地です。原則転用することは許可されませんが、住宅が連坦している場所にあり例外規定であります。

農地法施行規則第33条第4号に該当するため、許可基準を満たしております。また、一般基準の転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、16号の1番、承認いたします。

続きまして、議案第17号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案の修正をお伝えいたします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

資料の87ページから88ページ、受付番号5の周辺の説明状況。

それから資料95ページから96ページの受付番号6、こちらにつきましては、周辺の説明状況が最新のものに差替えになっております。御確認をお願いします。

それでは、議案の説明をいたします。議案書は5ページ、資料は55ページからとなります。

議案第17号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は8件です。転用事由の内訳は、作業ヤードの設置が1件、太陽光発電設備が4件、資材置場が1件、自己用住宅の敷地拡張が1件、農業用施設が1件です。

受付番号1は、作業ヤードの設置です。資料は55ページからとなります。農地の種別は、集団農地面積12.6haの法第5条第2項第1号イに該当する農用区域内の農地です。

受付番号2は、太陽光発電設備です。資料は61ページからとなります。農地種別は、集団農地面積45.4haの農地で、——から——mに位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号3は、資材置場です。資料は69ページになります。農地の種別は、集団農地面積

3. 1 haの農地で、——から——mに位置する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4は、自己用住宅の敷地拡張です。資料は75ページです。農地の種別は、集団農地面積0.001haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5は、太陽光発電設備です。資料は81ページからとなります。農地の種別は、集団農地面積5.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号6は、こちらも太陽光発電設備です。資料は89ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1haの農地で、いずれの法令にも該当しない第2種農地と判断します。

受付番号7は、農業用施設です。資料は、97ページになります。農地の種別は、集団農地面積11.5haの農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農用地区域です。こちらは、農用地区域の計画変更申請済になっております。

受付番号8は、太陽光発電設備です。資料は、103ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.46haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第17号の1の許可申請は、貸付人—名の農地を借受人の——が一時的に借り受けて、——として転用したいという申請でございます。現地確認を事務局2名及び末廣委員と3月8日に行いました。それから借受人にも3月8日に電話にて聞き取りを行いましたので、それらの結果について報告をいたします。

現地は、資料55、56ページのとおり——の——の—側に位置している農地になります。今回の一時転用の申請の場所なんですけれども、——の改修工事、いわゆる修繕工事、あるいは耐震工事だとか、工事があるたんに、この農地を一時転用、過去からずっと転用して、一時転用の繰返しというような状況の農地になっております。

57ページのここに田んぼが—つあるんですが、——というのは、これはもう既に転用済みになっています。——と——、これが現状は農地のままということで、この農地の一部を今回借りて一時転用ということになります。したがって、ここの——と——は、現状は何も耕作されておらず、従来から一時転用の繰返しになっていますので、そのまま原状復帰したとしても、農地とは若干言いにくい。今現状は草がぼうぼう生えていますけれども、更地に近い状態ということです。

一応今回は、この——のほうがいわゆる———ということで、一応———というふうに聞いています。ただ、—長過ぎるんじゃないかという話をしたんですが、多少余裕は見てということで、一応この資料のほうには令和8年の3月31日までには原状復帰しますということになっていますけれども、できるだけ早く—を終わらせてくれという話をしております。と申しますのは、こ

の————は既に転用されて、今現在————がこの場所に建っております。その隣で、————、ここで————いたところ、こんな話が出てきたんで、——のほうにはそういう話もして、できるだけ早い時期に終わるようにしてほしいなという話はしております。

事業の計画は、この資料のとおり59ページあるいは58ページに書いてある————を建てるようすけれども、もともとここは平成の初めに基盤整備されたときに、この——の下の一部は農地として残ったということで、その当時の土地改良区の資料によると、ここは非農用地にしていますんで、いつでも転用してくださいということになっていたようなんですけれども、特別地権者のほうは転用も手続もしないで、そのまま農用地として現在も置いてあるというような農地になっております。

この資料のとおり、農地区分は農用地区内の農用地ということになっていますんで、原則は転用することは許可されませんが、————な転用であること、それから当該農地のほかに近隣に適当な土地もないことからやむを得ないというふうに思います。

また、周辺農地等に関わる営農状況に支障を生ずるおそれもないと思われますので、許可基準は満たしていると判断をいたします。皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第17号の2は、許可申請は譲渡人の農地を譲受人が譲り受け、太陽光発電設備のために転用したいという申請です。現地確認を3月8日に事務局2名と原田委員で行いました。3月11日に代理人————、————担当者の両名に電話で聞き取りを行いましたので報告します。

現地は、資料61、62ページのとおり、——の————より—側へ約——mのところ position しており、農地区分は第3種農地となっています。譲渡人によれば以前より休耕しており、——にいて、————、いろんな人に相談していたということです。譲受人により話があり、今回話がまとまったとのこと。隣接の土地所有者のほかに自治会長への説明承諾書につきましては68ページのとおりで、要望書の中に草刈りの件が書いてありますけど、業者に聞きましたら、草刈りはほかの業者に頼んで行うので、必ず4月頃になるかはどうか分からないが、できるだけ要望に沿って業者に話をするとのことです。

事業計画書及び被害防除計画書の内容につきましても、特に問題点はなく、周辺農地等に関わる農業条件に障害を生じるおそれもないと思いますので、本件につきましては、転用やむを得ないと考えています。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。ございませんか。

ちょっとお伺いしますが、これは本来なら1種農地のような農地なんですけれども、———がある関係で3種になっておるんですけれども、62ページの地図からいくと、2種農地は大体どの辺ぐらいまで広がるおそれがあるって、今後ここが転用される可能性があると考えますか。ここが入るちゅうことは、結構広い範囲でから係る可能性があるんですよ。

○事務局 資料の61ページを御覧いただけますか。61ページの真ん中に水路が、水路は書いてないけど、太陽光のしましま、設置してあるところがしまマークになっているんですけど、真ん中あたりに水路が走っております。それを境に、右側が農用地、左側は2種、白地、(発言する者あり)右側は青地なので基本転用不可で、左が——が近いので、——mに入れば3種、-から——か。

○藤井会長 -じゃねえよ、——からよ。

○事務局 このあたりが、今回の場所に関しては——から——mないしは——mのところは2種、3種となるんですけれども、ここから南に下がっていくと今度は-から——m、——mというのも入ってくるんですよ。なので、南側に降りていくと、今度はその要件で2種になってくるといいます。なので、この水路が境で、東側のところに関しては基本青地なので、農用地ということで太陽光の転用はできないんですけれども、ここを境に西側に関しては、ほぼほぼ2種、3種になってくるといいう状況です。

○藤井会長 分かりました。今回61ページの申請地の右上を通つと、これが水路ですか。

○事務局 この上のほうに———が写っていると思うんです。

○藤井会長 分かります、分かります。

○事務局 これの横を通っているのが.....

○藤井会長 この水路は、でも、ずっと行くと申請地の左側を通っちゃうんでしょう。だから、申請地の左上にある———ぐらいということですか。あと転用可能なのは、この申請地の右下のほうも、ずっと今後転用される可能性がある土地として判断でいいですか。

○事務局 63ページで見ると、———とあったところ。

○藤井会長 ここのみんな、その対象なんですか。

○事務局 そうですね、このあたり白地ということで。

○藤井会長 地元の所有者から聞くと、結構、太陽光の相談来るといいう話聞きますんで、ここは全部対象ということなんですね。

分かりました。ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第17号の3、許可申請は譲渡人の農地を譲受人が譲受け、資材置場のために転用したいという申請です。現地確認を3月8日に事務局2名と原田委員で行いました。3月9日に譲渡人に話を聞き、3月11日に譲受人と代理人———に電話で聞き取りを行いましたので報告します。

現地は、資料69ページ、70ページのとおりに、———の側に位置しており、農地区分は第2種となっております。

譲渡人によれば、一年以上休耕しており、———が田んぼのことは対応しておられたので、現在に至った経緯は———分らないとのこと。———で維持管理をしていたが、他の畑作に手を取られ思うように維持管理ができなくなり困っていた。譲受人により話があり、今回の話がまとまったとのこと。

譲受人は———です。申請人より始末書が提出されています。事業計画書及び被害状況計画書の内容につきましても、特に問題点はなく、周辺農地等に関わる農業条件に障害を生ずるおそれもないと思いますので、本件につきましては、転用やむを得ないと考えています。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方をお願いします。ございませんか。はい、どうぞ。

○事務局 1点、ちょっと修正があります。

○藤井会長 はい。

○事務局 すみません。資料の69ページ。農地の種別のところで、「———から——m」とお伝えしましたが、「——から——m」の間違いです。申し訳ございません。修正お願いいたします。以上です。すみません。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

○11番 11番、池田ですが、ちょっとお尋ねしますが、業者さんから始末書が出ているということ、これは、造成してあるんですか。ずっと以前から。

○藤井会長 地元委員さん。

○15番 はい、してありました。

○11番 そういう場合、始末書は、新しい取得者が、譲受人が出すんですか。

○事務局　今回については、譲渡人譲受人連名でということで出ております。譲受人のほうも造成をしてしまったということでしたので、連名になっています。

○11番　はい、分かりました。

○藤井会長　これはいつ頃、無断転用した案件なんですか。

○事務局　一応、譲受人からは、今回——年ということで聞いております。恐らく担当委員さん達からお話を伺ってる分からは、もっと前から何かしらあったのかなという。もともと、ここは、どうもいろんなところがちょっと無断転用というか、やっていた形跡があったようです。一応、昨年度にも一時転用ということで、当時施行規則なんで議案ではないんですけども、出ておりまして、結局いろんなところがやっておったので、どうもよく分からんところもあるというのが実態のようで、今回、譲受人に関しては——頃に造成をしましたということで、今回の日付で出ております。

○藤井会長　でも、これ、事業計画書には、——と書いてあるんだけど、その前は——が持ってたわけじゃないんでしょう。

○事務局　恐らく今回の——のは——で、——を以前からされていたのかとは思われます。

○藤井会長　分かりました。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見特にないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番　9番、松田です。議案第17号の4は、自己用住宅の敷地拡張の申請です。現地確認を3月7日に木原委員長と事務局2名とで行いました。

この案件は、要は地番整備じゃないですけど、資料の77ページを見ていただきたいと思います。が、「——の田」と書いてありますが、これ点線になっていますが、これ——年の頃に——ということで、こういうふうな——ときに譲渡人の農地が譲受人のところに残ってしまったというような案件でして、現地確認に行ったときも、農地というか、そこだけ農業できるような土地でもありませんし、面積的にもちょっと厳しいようなところで、復旧などはできないかなと思います。ましてや、この土地、以前は、譲受人のほうは——に、今回の申請地じゃないんですけど、——のような状態なんで、これをどうこういうことじゃないかなと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、小山です。議案第17号の5について説明いたします。資料は81ページからになります。場所は82ページを御覧ください。

近くには、————、——等がありますが、そこから約——mぐらい側にあります。またすぐそばには、————がすぐそばにあります。現地調査は7日、事務局2名、石川小委員長、私の4人で行っております。

本件は、業者が太陽光発電施設として転用するため、農地を購入しようという案件です。

譲渡人は、—————ということで、農機具が使えなくなって、耕作をやめたということで、保全管理を—————をお願いしておったということでございます。

今後も耕作をするということはある得ないということで、売られることを考えておられたようですけれども、今回の業者が——で何とか話がまとまったということであります。

本件は、一つは道がないという、農道が一応できてはおるんですけれども、地元の人の話によれば、過去に————で農道を造る計画があったということで、一応道なりの格好にはなっておるんですけれども、何人かの方は植木を植えられたりして農機具が通れんような状況になっております。今回も1月頃にも話はあったようですけれども、————あるいは今後の管理の問題で、道がないということで頓挫しておったものでございます。

最終的には、譲渡人の人から——を通してもらうということで、83ページでいきますと、————、これが譲渡人の——になっておるんですけれども、この東側を通路にして、設置の段階あるいは草刈り等のための道を通してもらうということで、話がついたということでございます。

85ページに設置の図面が出ておりますけれども、ここで、図面で言って、南北に出入口がありますが、上のほうが今の——から入るところでスペースを取っておられます。ここで作業されて設置をされるんだと思います。下のほうについては、これは通路として残しておかにゃいけないという部分でありまして、こういった形になっております。

先般、————のほうから、——は非常に水はけが悪いということで、太陽光発電やっていくのに相当無理があるんじゃないかというようなお話もあったということですけれども、配電盤を高くするということなのでやっていくというような話を聞いております。

あと、付近住民の同意につきましては、今回差替えが出ていますが、訪問記録ということでかなり広範囲にわたってお話はされておるようでございます。この中で3番の方については、すぐ、83ページの公図でいきますと、——がこの3番の方になるわけですけども、一応この方から、————と言われているんですが、それでも一応耕起等を人に頼んでやってもらっておるということで、まだまだ何年かやりますということを言われていましたが、一つは水はけの問題を言われておりましたのと、もう1点草刈りの話をされておりました。水はけの分については、業者に電話で確認をしましたら、現状のままで設置をするということで、特に地上げ等はしないということ言われていますので、これ以上のことは、お願いはできないかと思います。

もう一点、草刈りについては、せめて2回ということを言われていましたが、ちょっと2回は少ないんじゃないかと、せめて3回以上はやってくださいということでお願いをしております。

農地の種別は2種農地ですし、転用に当たっての問題は特になかろうかと思います。また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断します。皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第17号の6は、譲受人は——さんで、譲渡人の田に太陽光発電設備を設置するという転用申請でございます。現地確認を3月7日10時半から事務局2名と石川小委員長と私の4名で行いました。また、関係者への聞き取りを12日に行いましたので報告いたします。

場所は、資料の89、90ページを御覧ください。——の——で、——というのがあるんですけど、そこから——mくらいのところで、東側のほうには——がございまして。普段のパトロール中にも、いつもきれいにきちんと保全管理をされておまして、ただ、——、なかなか管理ができないという状態だそうです。

ちょっと一番気になりましたのは、現地確認に行きましたときに、既に田の周りにロープが張られておまして、また2人の方が機械を使って地盤調査をしていらっしゃいました。会社の方と——の方に、ロープの張り方が違っているのではないかというので、そういうことを伝えますと、95ページを御覧ください。南側に一つの区画がございまして、それを含めた感じでロープが張られていたと思うんですね。4人で確認しましたので間違いのないと思います。そのあたりは私

たちも本当に気になりましたので、注意といいますか、もし間違っているのだったら、そのあたりをきちんとしてくださいということで、——の田だけですよねということは何回も念押しいたしました。今日追加の資料が出ておりますけど、私、あまり言ったもんだからかもしれない。こういう写真が出ております。

普段のパトロールにちょこちょこそこには行っておりました。見た目がほとんど一体化して、草刈りもきちんとして全体が管理されていたので、間違っただけではないかなというふうに感じておりますし、これからきちんとして測量するということでございました。

訪問記録ですが、これもちょっと曖昧な感じで、これは事務局から指定していただきまして、差替えになっております。これ内容を読んでみますと、——にお話されていて、——さんは、——は狭いところですので、また子供たちも通学路となっておりますので、そういうふうには交通事故が起こらないようにというようなことを詳しく伝えられております。

考えてみますと、——の中を通らなくても——側からなら問題ないと書いてありますが、そのほうから行けますので、多分そのほうを利用されるんだと思います。

それにしても、くれぐれも近隣の方に迷惑をかけないようにというお願いは伝えました。また、河川も——側にありますので、川の清掃も年2回あるということ、それから、あぜの草刈りなどもきちんとしてくださいねということも伝えました。

89ページにありますように、第2種農地です。この申請地につきましては、もし許可が下りれば、たびたび注視しなければならないと私自身思っております。以上でございます。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。私も一緒に見に行ったんですが、訪問記録の中の9番、所在不明となっておりますが、探す気がないんじゃないかと思いますけど、住居表示が変わっているんだと思います。——は相当変わりましたんで、これは大字の番地ですけど、——とか、——とか、そういう表示になりますので、真剣に探しに行けば分かると思うんですが、通常のグーグル地図等では出てきませんので、その辺もちょっと事務局から指導してもらいたいなと思います。単純に住居表示が変わっただけから、所在不明という話ではないかと思います。

○藤井会長 事務局、そのところどうですか。

○事務局 一応、ちょっと今回の場合の分を見てみたんですが、今回、差替えの資料の95ページのほうに、⑨というのが上のほうに載ってあるんですけども、どうもここは——に一応なるようなんですよ。確かに地番はここ、——というのがこのあたりにあるようなんですけども、ただ、恐らくは——、現在はここにいらっやらないということなのかと思われます。ただ、結構今回の件に限らずですけども、住居表示が変わったとか、あとは山地番とか、そ

ういった事情で、ちゃんと住所を置いてないというのは非常に多い、事務局としても感じております。事務局のほうで、そのあたりを見つけたときには、その都度ちょっと指摘はしておりますので、今後も見つけた場合は、そのあたり気づいたことについては指摘をしていこうかとは考えております。以上です。

○藤井会長　ぜひ、よろしくお願いします。あと、住所が分かるところはなるべく協力してあげてください。

よろしいですか、それで。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番　8番、田村です。

議案第17号の7は農業用施設として使用するという案件です。現地確認、ヒアリングを事務局、木原小委員長と数回行いました。3月12、13日に確定しましたので、それを報告します。

資料の97ページから100ページを御覧ください。現地は——より、98ページを見ると分かるんですけど、南側約——mぐらいの住宅が周りにあるところにあります。

そして、この農地は農用地区域です。農用地区域では原則不許可ですが、ただし、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときには許可できるということです。それと譲渡人は——であり、農業はやらないので、譲受人にやってもらいたいという意思があります。そして譲受人は、前年、当農地から約——m内に農地を取得されて農業をやりたいという意思があります。

また、先月、当議案が上程されていましたが、要件を満たしていなかったために今月の上程になりました。

本人、100ページの事業計画のとおりに行いますとのこと。

なお、始末書を提出されています。皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方をお願いします。ございませんか。どうぞ。

○8番　当現地を——に使用されておられたので、一応、3月12日の現在観たところ、——が完了して、農業用の施設として利用できる状態になっていたということです。

○藤井会長　よろしいですか。

○2番　倉庫は建っちゃるんですね、これは。

- 8番 倉庫はもう、ちょっと年代は定かではないんですけど、———に建てられていたそうです。
- 2番 この利用度が分からんところですが、もうちょっと点線を広う書いてもろうちょかんと、全体的に利用しますという形になると思うんですけど、空き地が多いような、通路なんですかね、これ。気がするんです。
- 藤井会長 地元委員さん、どうですか。
- 8番 ここに書いてあるように、苗木とか、そういうものをある程度、果樹ですか、そういうものの一時置場というか、そういうふうに使いたい意味もあるんじゃないかなと思うんですけど。
- 藤井会長 よろしいですか。どうぞ。
- 6番 6番、倉重です。譲受人は農業に従事されておるんですか。どういう農業を展開される御予定なんでしょうか。
- 藤井会長 どうぞ。
- 8番 農地というか、あれをこの近く、—前後の田んぼというか、畑地、どっちかという畑地に近いんですけど、そこに果樹というか、この辺で、もし、やるとしたら、イチジクなんかができるんじゃないかなとは思いますが、そういうふうな、一応、その辺の状況をよく見てやってほしいなと思っているんですけど。いいですかね。
- 藤井会長 どうですか。
- 6番 いや、だからですね、農業用施設、何のために要るのかなと、その辺の疑問があって、何と釈然としないんですが、皆さん、いかがでしょう。
- 藤井会長 いかがですか。ほかの皆さん。事務局、何か説明がありましたらお願いします。
- 事務局 譲受人の——は、———ぐらいに近隣の農地を取得されております。今後——で農業規模拡大していきたいという理由で3条を以前取得されておられますので、その規模拡大に向けて農業用倉庫が必要であるということで、本来同時に取得はしたかったみたいなんです、いろいろ諸事情がありまして遅れ、今回になりました。
- 藤井会長 いや、倉重委員がお聞きになりたいのは、その営農計画書にどんな計画が書いちゃったかってね。
- 事務局 ちょっと手元に資料がないんですが、畑、稲作ではなかったということです。
- 藤井会長 地元委員さんがお聞きになられたのは、果樹をやりたいということの意向だったんですか。
- 8番 そうですね。果樹をやりたいという希望があったみたいです。
- 藤井会長 皆さん何か御意見ございませんか。どうぞ。
- 4番 事業計画書の耕作地が約—反なんですよね。今—反というのは新たに取得された土地を指しているんですか。それとも、それ以外の土地なんでしょうか。

○藤井会長 どうですか、事務局でも地元委員さんでも構いませんけど。

ー反って、もともとをお持ちの農地やないんですか。もともとをお持ちの農地のことじゃないんですか、これ。所有地というのは。

○事務局 藤井さんが現在をお持ちの農地、経営地農地、畑と田んぼがあるんですけれども、畑が—— m^2 となっております。

○4番 それは新たに取得された土地を含めての経営面積ということなんでしょうね。というのは、ー反ぐらいの畑の経営で、これだけのストックヤードが要るのかなというふうな疑問は感じていました。

○事務局 ここ申請書の100ページにあります申請書の営農状況のところに、——しか書いてないんですが、実際には田んぼがありまして、田んぼが——ぐらい。今回書かれているのは畑がー反とちょっとということで、合計でも——ぐらい、現在、耕地面積としては、お持ちです。

○4番 それでいくと、—— m^2 については、果樹をされるという判断で、これだけのストックヤードが必要というふうな判断でしょうか。

○事務局 事業計画書上はそうっております。

○4番 これは農用地域で、計画変更は農地法上の許可と同時許可なんですか。

○事務局 申請自体は先に申請されて、既にそちらのほうは許可は下りております。

○4番 じゃあ、一応計画変更は認められているという、ですか。

○事務局 ええ、そうです。

○4番 分かりました。

○藤井会長 計画変更は認められているけども、営農計画の実態がはっきりしないで、その辺はちょっと地元委員さん、ちょっと状況を見守ってから適切な指導をしてもらえるようにお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）一応、事業計画の内容を申請時のものとよく把握してから対応してください。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第17号の8は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電用地として転用したいという申請です。

こちらは、土地改良区の意見書依頼中により先月保留となった議案です。現地確認を2月9日

に、私と熊安小委員長と事務局2名で行いました。また、申請者への聞き取りを3月13日に譲渡人と譲受人の双方に行いましたので報告します。

譲渡人は耕作をすることが困難であったところ、譲受人である太陽光発電事業を営む法人から話があったため、このたび譲渡申請地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。

資料103ページを御覧ください。現地は、————から——mのところにあります。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

この農地の区分は、第2種農地です。

資料の109ページを御覧ください。周辺土地の所有者や自治会にも説明済みということで、周辺への説明状況は問題ないと思われます。

草刈りについても、年に2回行い、安全管理に努めるとのことです。

また、代替地もなく、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。以上、皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。これ利用率ちゅうか、えらく空白が多くて、下へ小さい文字で何か書いちゃうんじゃないけど、いまいち老眼じゃあよう見えんですが、あれも含めて空白だったら、どのぐらいになるんですか、これ。建蔽率ちゅうか。

○藤井会長 駐車スペースとコンクリート止水板、これ除けたら、それで22%ちゅう考えでいいですか。

○事務局 そうですね、今回の場合は、一側の家から距離を空けてくれと言われておるということで、そこもちょっと面積を除外しておるんで、それで計算したところ、22%というところで申請が出ております。

○2番 駐車スペースがばかに広いですよ。車2台で。

○事務局 今回この駐車スペースを主にメンテナンススペースということで伺ってはおるんです。要は資材を置いたりとか、あと草刈りをした後の草をためておいたりとか、そういった用途に伺っております。

○藤井会長 どうぞ。

○5番 5番、原田です。今、石川委員が言われたこととほとんど一緒ですが、この低出力の太陽光発電ですか、これでやると管理者を置かんでええとそういうふう聞いておるんですけど、こういうふうな広い土地があれば、ぜひ、その辺を業者にもう少し有効利用してもらって、できれば、管理者を、これだけ太陽光が広がってきたら、どこかに管理者を置きながら、今の草刈りの問題もありますし、いろいろメンテナンスの問題もあると思うんです。そういったことができないかなと思ひまして、今、質問したところです。

○藤井会長 それは県を挙げて、また要望させてもらいます。

ただ、私としては今回のこの案件は確かに建蔽率が低過ぎるなという思いはあるんですし、特に先月、建蔽率を理由に申請を認めなかった案件がありますので、それとの整合性も当然考えるべきだというスタンスではおったんですけれども、今回の場合、ここに、先ほど小さく書いてあるように、周辺住民からなるべく離してほしいというような要望もあったことから、それを除いて22%ならば、ぎりぎりそれを理由に断ることもできないかなという思いではあるんですけれども、その辺のところも皆さん御理解いただければ、これで通したいんですけれども、反対の御意見があれば改めてお伺いしたいと思います。どうぞ。

○11番 11番の池田です。このあたりは—————されているとお聞きしていますけれど、これ対象でも、このあたり外れているんでしょうかのお尋ねしたい。

それともう1点、分かればですね、河川法というのはどういう規制があるのか、ちょっと私知らないんですけど、事務局で分かればお尋ねしたいのです。

○藤井会長 まず、地元委員さん、ここが圃場整備の対象になつとるかどうか。（「入ってない」と呼ぶ者あり）入ってないということですね。はい。じゃあ、どうぞ。事務局、河川法について分かれば。

○事務局 申し訳ありません。河川法の資料は、今日は手元に持ってきていません。

○藤井会長 じゃあ改めて調べて次の総会にかけてもらえますか、説明して。

○事務局 次の総会の際の御報告でよろしいでしょうか。（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）はい。すいません、準備しておきます。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

ちょっともう時間がえらいたちますけれども、休むとますます遅くなるので、このまま続けさせていただきます。

続きまして、議案第18、19、20号、一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それではご説明いたします。議案書は8ページとなります。

議案第18号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和6年3月26日公告予定の利用

権設定が8件提出されております。この8件の集積面積は1万7,741 m^2 で、利用権の内訳は、所有権の移転が1件、使用貸借権の設定が7件です。計画の内容は、議案に記載してあるとおりです。

本案件につきまして、基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第19号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得、それから議案第20号、農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明いたします。議案書は13ページからです。

議案第19号、20号につきましては、県で公告予定の利用権設定が27件になります。農地の集積面積は12万7,132 m^2 です。議案第19号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案20号によって貸付けを行うものです。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**藤井会長** それでは審議に入ります。その前に、委員が当事者の場合には退席を求めることとなっておりますけれども、—————当事者がおられますけれども、退席を求めないものとして進めさせていただきたいと思います。了承いただきます。

それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。何か御意見御質問がありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤井会長** 特に御意見がないようですので、採決に入ります。議案第18号、19号、20号、承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**藤井会長** ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第18号、19号、20号を承認いたします。

続きまして、議案第21号、事務局、説明をお願いします。

○**事務局** 御説明いたします。議案書は45ページ、資料は別冊でお渡ししております。

議案第21号は非農地判断についてで、今回提出された件数の3件で、272筆、26万8,823 m^2 となっております。

受付番号1は—、受付番号2は—、受付番号3は—の農地です。現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断するものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

すみません。別冊の資料のほうに、すいません、2か所ほど間違いがありまして、修正させてい

たきます。

別冊資料の72ページと74ページなんですが、地図の中に、四角の中に「——」とあるんですが、すみません、ここは——になります。すみませんでした。失礼いたしました。よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。——と——ということで、山の中ですので、両方合わせて、私と事務局2名で見て歩きます。

1月の末から始めたんですが、やっぱり誰か相性の悪い方がおっちゃったみたいで、雨で延び延びになりまして、3月になって、3月の初めでやっと終わりました。

内容については、まず——ですね、1ページの1、2、3、4となっていますのが、——あたりになるんですが、パトロールのときからもう全然中に入れないということで、いずれはと思っていたところです。御覧のように竹が繁茂しております。

(2)のところについては、これは——の境の辺なんですが、ここも同じ状況で、このあたりは竹がどんどん広がってますので、竹が繁茂しているという状況です。

7ページの四角の3なんですが、これは——ですね。——の下のほうに入ります。山、原野のような状況になっておりますので、非農地かなという判断をしました。

それから10ページですが、同じような状況で竹が繁茂しているという状況です。このあたり——が出てくる予定にはなっています。ちょうど——でして、近くの農家の方もいらっしゃってお話をしたんですが、どうしようもないというようなお話でした。

続いて、13ページですが、5、6、7ということになっていますが、それ1ページめくっていただくと、四角の5については、ここもやっぱり同じように竹と雑木が繁茂しているという状況です。

四角の6についても、下が、もうどうしようもないという状況になっております。

それから20ページが四角の7、21ページが8ということになっていますが、——のあたりですね。——の——側のほうにあると思うんですが、一部きれいにされているところはあるんですが、そこは除いて、こういう木が、雑木が繁茂しているという状況です。ここは、もともと農用地から外そうかという話があったところですので、問題ないと思います。

四角の9ですが、これも、木が繁茂しているということで、ずっと28ページ、29ページ、どこもだいたい同じような感じでした。

続いて、——です。——が1、2、3、4、5とありますが、——については、雨の降った日で、写真が暗いですが、大体木がいっぱい生えているなというのは分かっていただけだと思います。

次に、みんな同じような状況ですね。同じなので、どんどん行きますが、39、41ページ。こ

のあたりは孟宗竹なんです、手を入れればタケノコ取れるんじゃないかと思うんですが、そういう手も入れてないというところにあります。

40ページが四角の4になっていますが、ここ分かりやすいと思うんですが、白い丸い物体が写っています。これ水道のタンクです。ここから――に水を送っているというところだと思います。

――、このあたりは――年ぐらい前まで作付をされていたところなんです、ちょうど家の方がいらっしゃったんで聞いたところ、もう無理ということで、周りは全部山ですから、今この状態なので、どんどん山林化していくと思います。大きな木もありますし。

52ページ、四角の7では、これも――なんです、ここは小さな木が雑木がたくさん生えていました。

54ページ、また、ちょっと暗い写真ですけど理解していただくと助かります。木がいっぱいということです。

四角の10、これも山番地です、とても田があったとは思えない状況になっています。

続いて61ページ以降ですが、ここは――の周辺になります。前回相当非農地判定をして歩いたところなんです、まだ残っています。こんな感じです。ここも竹と木が大変繁茂している状況です。特に――の周りについては、放置田が大変多くなってまして、荒廃が進んでいるところです。山の中で、昔の方は真面目に作ってらっしゃったんで、機械が入らない。大型の機械が入らないところなんで、こういうどんどん荒れていくんじゃないかと思います。

それから72ページですが、この薄い緑ですか、大きなところがあるんですが、これ全部です。奥のほうにはもう入れない状況で、入り口のあたりは――が畑を一部作っていらっしゃいましたが、山として管理をされている状況でした。炭も焼いておられましたので、1人でやっていらっしゃるようですが、全部この黄緑っぽい薄緑のところは赤判定で、前回回ったときもここを非農地にしようという話があったんですが、当時は境がよく分からないということで、やむを得ず置いたところ。今回は非農地判定をしました。

大体、――については以上です。

○藤井会長　ただいま説明をいただきました。21号の1と2について、今、説明を受けたわけですが、けれども、何か御意見があればお伺いしたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見がないので、21号の1番と2番、採決したいと思います。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、21号の1と2、承認いたします。

続きまして、21号の3、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第21号の3非農地判定についてですが、資料の75ページから99ページまでが参考資料となります。

75ページが、これにつきましては、2月8日に事務局2名と農地利用最適化推進委員の工藤委員と私と4名で現地確認に行っていました。

一応、75ページに大きな角書きで1から9までございますけど、大体1から3、4、5が――、――というあたりになるんですが、それと併せて2から6、7が――、大体8、9が――のあたりなんですけど、ただ、御覧のとおり写真で撮れているのは、――から上がったあたりまでしか写真では撮れてないんですよ。

続いて、76、77に写っておりますけども、この面というか、もう山林化してしまっていて、以前は田んぼで耕作されていたということなんでしょうけども、手前のほうは果樹園地で一時期ミカンを作っておられたところがあるんですが、それも既に山林化して、雑木とか、あと竹が生えてまして、とても農地としての管理が今もうできない状況になっております。それがずっと続きます。

86ページ、87ページあたりは、これはもう航空写真の判断になります。

続いての88、89も、とてもちょっと入れる状況ではなくて、一応、山林というふうな判断をしております。

続いて91ページ、7番、角書きの7番、92ページの8番、93ページの9番についても同様です。

続いて94ページに、角書きの10番と11番ございますけど、これは大体10番のほうで――のあたりになります。11番のほうは――のあたりを指しております。

95ページの角書きの10番については、これも――から歩いて入れる範囲で写真を撮っておりますが、やはり竹と雑木との状況が続いてしまっていて、既に山林化している状況でございます。

98ページにつきましては、――から――側の斜面になるんですが、ここはやっぱり一部の山林化が進んでしまっていて、写真のとおり雑木と竹に覆われている状況でございます。総じて含めて、今、今回判定に上がっている土地は既に農地としての形態は保っておりません。以上のことから、非農地としての判断をお願いしたいと考えております。皆様方の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に行きます。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第21号の3を承認いたします。

御苦労さまでした。今、3つの地区のざっと合計をしてみますと、280筆、面積にして27haぐらいが非農地判定されたわけですが、事務局、大分非農地判定が進んでいますけれども、これまでのところで、どのくらいの面積が非農地判定されたんですか。分かってないですか。また今度教えてください。何筆でどのくらいの非農地判定がされたのか。

○事務局 トータルの表は整理していますので、また.....

○藤井会長 私もちっと把握してなかったんですけど、この3つだけ見ても結構な面積があったもので、明細がどんなもんか、ちょっと知りたいなと思いましたので、よろしくお願いします。

○事務局 はい。

○藤井会長 では、続きまして、報告事項が15号から22号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、以上で議案審議を終了したいと思います。

午後4時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 3月15日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員